

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第十八号） 新旧対照表

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第一条関係）	1
○地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）（第二条関係）	10
○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（第三条関係）	12
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二項関係）	14

改正後	現行
<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が都市計画に定めた保存地区にあつては当該市町村の長及び教育委員会とする。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならぬものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>3 市町村の教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（特定地方公共団体でない市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地</p>	<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地</p>

貌^{らう}その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 (略)

4 (略)

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村の教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一・二 (略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九

貌^{らう}その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 (略)

4 (略)

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一・二 (略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）
を行うことを妨げない。

一〇五（略）

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行わ

一〇五（略）

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行わ

れ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合には、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ・ロ（略）

二・三（略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。

）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法

れ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合には、当該指定都市等の教育委員会（が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ・ロ（略）

二・三（略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会（が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。

）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止

第四十三條第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに
停止命令

イヽル (略)

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に
係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都
道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都
道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る
。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である
町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものに
あつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指
定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は
市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に
限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会
の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案
して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 (略)

5ヽ9 (略)

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六條 法第百八十四條の二第一項の規定により認定市町村（法第百八十

三條の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを
除く。以下この条及び第八條において同じ。）の教育委員会（当該認定

市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長

命令

イヽル (略)

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に
係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都
道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都
道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る
。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員
会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めて
いる区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもの
で、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が
指定する区域をいう。）における現状変更等

二 (略)

5ヽ9 (略)

(新設)

。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内におい

て行われるものに限る。)

ロ 前条第四項第一号又に掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)
及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととするについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限る。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

(出品された重要文化財等の管理)

第七条 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第八条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)、及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(出品された重要文化財等の管理)

第六条 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)、及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正後	現行
<p>（課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第二第五号に規定する政令で定める文化財は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 文化財保護法第五十七条第一項（有形文化財の登録）の規定により同項に規定する文化財登録原簿に登録された建造物である文化財（同法第二条第一項（文化財の定義）に規定する文化財をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 次に掲げるすべての要件を満たすものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した文化財</p> <p>イ 法別表第一第七号イに掲げる文化財と同等の価値があること。</p> <p>ロ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この号において同じ。）が同法第九十条第一項又は第二項（地方文化財保護審議会）に規定する地方文化財保護審議会に諮問してその保存及び活用を図るべきこととして</p>	<p>（課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第二第五号に規定する政令で定める文化財は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 文化財保護法第五十七条第一項（有形文化財の登録）の規定により同項に規定する文化財登録原簿に登録された建造物である文化財（同法第二条第一項（文化財の定義）に規定する文化財をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 次に掲げるすべての要件を満たすものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した文化財</p> <p>イ 法別表第一第七号イに掲げる文化財と同等の価値があること。</p> <p>ロ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文化財保護法第九十条第一項（地方文化財保護審議会）に規定する地方文化財保護審議会に諮問してその保存及び活用を図るべきこととして</p>

<p>4 6 (略)</p>	<p>4 6 (略)</p>
<p>ハ 条例の定めるところにより、当該文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととされていること。</p> <p>ニ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が当該文化財の保存及び活用に関し必要な勧告をすることができることとされていること。</p>	<p>ハ 条例の定めるところにより、当該文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととされていること。</p> <p>ニ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が当該文化財の保存及び活用に関し必要な勧告をすることができることとされていること。</p>

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法の規定による事務等）</p> <p>第六条 法第二十四条第一項の規定により認定町村の教育委員会（当該認定町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該認定町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。</p> <p>一 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（以下この項において単に「史跡名勝天然記念物」という。）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下この項において「現状変更等」という。）で次のイからニまでのいずれかに該当するもの（認定重点区域内において行われるものに限る。）について、同法第二百二十五条第一項から第四項までの規定による許可及びその取消しをし、並びに現状変更等の停止を命ずること。</p> <p>イ 二（略）</p>	<p>（認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法の規定による事務等）</p> <p>第六条 法第二十四条第一項の規定により認定町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（以下この項において単に「史跡名勝天然記念物」という。）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下この項において「現状変更等」という。）で次のイからニまでのいずれかに該当するもの（認定重点区域内において行われるものに限る。）について、同法第二百二十五条第一項から第四項までの規定による許可及びその取消しをし、並びに現状変更等の停止を命ずること。</p> <p>イ 二（略）</p>

2 文化庁長官は、法第二十四条第一項の規定により前項に規定する事務を認定町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定町村の属する都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。第五項において同じ。）（文化財保護法施行令第五条第一項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限り。）に協議するとともに、当該認定町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

3
5 (略)

2 文化庁長官は、法第二十四条第一項の規定により前項に規定する事務を認定町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定町村の属する都道府県の教育委員会（文化財保護法施行令第五条第一項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限り。）に協議するとともに、当該認定町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

3
5 (略)

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）	
(略)		(略)	政 令		
		文化財保護法施行令 （昭和五十年政令第 二百六十七号）	(略)	(略)	
	(略)	第五条第一項（第五号に係る部分を除く。 ）、第三項（第二号に係る部分を除く。） 及び第四項の規定により都道府県又は市が 処理することとされている事務並びに第六 条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事 務のうち同条の規定により認定市町村が処 理することとされているもの	(略)	(略)	
		現 行		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）	
(略)		(略)	政 令		
		文化財保護法施行令 （昭和五十年政令第 二百六十七号）	(略)	(略)	
	(略)	第五条第一項（第五号に係る部分を除く。 ）、第三項（第二号に係る部分を除く。） 及び第四項の規定により都道府県又は市が 処理することとされている事務	(略)	(略)	

